

質 問 回 答 書

2015年8月6日

「(案件名)ネパール国緊急復興支援事業実施支援【有償勘定技術支援】(ファスト・トラック制度適用案件)」
(公示日:2015年7月29日/公示番号:150592)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P10~11 1.業務の背景	世銀やADBとの協調融資ということですが、事業の実施に際してそれぞれの機関のコンディショナリティに影響されることになりませんか？	住宅事業(世銀協調融資)、学校事業(ADB 協調融資)ともにパラレル融資を予定しているため、円借款事業に、協調先(相手先)のコンディショナリティが影響を及ぼすことはないと想定します。しかしながら、住宅事業については世銀が Operation Manual を作成しており、そのマニュアルの内容によって事業の実施方法が影響を受ける可能性があります。学校事業については事業展開をする優先対象郡に重複がないように分けていますので、現時点で想定される影響はありません。ただし、将来的にADBが事業実施できない郡があり、JICAの資金に余裕がある場合は、対象郡を広げる可能性はあります。この場合も、協調先(相手先)のコンディショナリティの影響を受けることはありません。

2	<p>P11 1.業務の背景</p>	<p>本文中、「本業務では、…学校事業については、…学校再建計画第 1 バッチの実施(約 80 校の詳細設計策定補助、施工業者調達補助)…などの支援を行うものである。」と記載がありますが、P16 の表中のバッチ 1 実施支援において、調達支援及びその分担は記載されていません。調達支援はどのように考えていますでしょうか？また、調達支援する場合、調達方法は、第 2 バッチ以降と同様に国際競争入札あるいは国内競争入札となりますでしょうか？</p>	<p>第 1 バッチの施工業者調達補助は、P16 の表中「第 1 バッチ対象校の施工管理」として本業務の中に含まれます。</p> <p>また、第 1 バッチは国内競争入札で実施することが決定しています。</p>
3	<p>P15 5. 実施方針及び留意事項 (4)事業実施体制の整備</p>	<p>先方政府側の予算上、PMU 規模における世銀や ADB との共有は考えられますが、PIU は対象地域も異なることから JICA のための個別組織を立ち上げるという理解で良いでしょうか？</p>	<p>【住宅事業】 本省レベルの PMU は世銀とも同様の人物がアサインされる可能性が高いと考えます。</p> <p>一方、郡レベルでは、最終的に世銀含め他ドナーが JICA の円借款事業と同じ郡を対象とする場合、現実的には郡事務所のキャパシティが限られている中、郡レベルの PIU も世銀・JICA 同一となる可能性はあります。</p> <p>【学校事業】 学校事業の中では教育局の中に PIU を、各郡の郡教育事務所の中に DIU (District Implementation Unit) を立ち上げ予定です。</p> <p>PIU については、Director 及び Project Manager は ADB と同一の人物がアサインされますが、計画オフィサー、エンジニア、会計係等は ADB、JICA それぞれに専属の人材がアサインされる予定です。</p> <p>DIU については、ADB、JICA で対象郡が異なることか</p>

			ら、JICA の対象郡の DIU は JICA のプロジェクトのみを担当することになります。
4	p.16 5. 実施方針及び留意事項 (4) 事業実施体制の整備表	表の中で、「第 2 バッチ以降の施工業者調達に向けた現地施工業者調達能力調査」とあり、第 1 バッチ実施支援の中で、現地施工業者の能力調査が含まれていませんが、「第 1 バッチ以降の」の間違いではないでしょうか？	第 1 バッチは国内競争入札 (LCB) で実施することがすでに決定していますが、第 2、3 バッチでは国際競争入札 (ICB) あるいは LCB のいずれで実施するのか、本件支援業務で決定します。そのため、第 1 バッチでの実績等も踏まえるとともに、第 2 バッチ以降の施工業者調達に向けた現地施工業者調達能力調査をすることとしています。

以上